法教育
法教育センターニュース
No.31
2022年3月18日
第31号
Law-Related Education
発行　神奈川県弁護士会法教育委員会

巻頭言

神奈川県弁護士会
副会長　天野　康代

未来への期待

弁護士の仕事は，まず人の話を聞くことから始まります。事実関係を正確に把握することはもちろん，相談者や依頼者が，何を求めているのか，何に引っかかっているのか，それらを把握しないことには，選び得る手段の中で何が一番適切なのかを判断できないからです。

また，依頼者の強い意向があっても，出来ることと出来ないことを分けて考え，出来ない場合にはなぜ出来ないのかを説明して納得してもらうことが必要になります。この場合の「出来ない」というのは，事実上可能かどうかではなく，法的に可能かどうかということです。

法的に可能かどうかというのは重要で，その手段により妥当な結論に帰着するように思えても，法的に可能でなければ当該手段は取り得ません。人それぞれに事情がありますから，そんなのはおかしいと思うことがあるかもしれませんが，しかし，それが法なのです。

社会は多種多様な価値観や意見をもつ人々によって構成されています。一つの事実であっても，立場が変われば見方も変わることがあります。社会を構成する人々が，それぞれの価値観や立場などから好き勝手なことを言い出すと，声の大きい人のやりたい放題になりかねません。法を解釈することによって適用場面を広げることはあり得ても，超えてはいけない一線があるのです。

しかし，時代の流れとともに価値観が変わったり，不都合が生じてくることもあります。そんなときは，話し合って法を変えていけば良いのです。色々な意見があって当たり前ですから，話し合いの中で少数意見にも耳を傾けて尊重するのが民主主義です。そして，それら多様な意見を公平に理解し，認識を共有して話し合い，調整していくことで法を変えるという合意に至ることもあります。

今回，法教育センターニュースの巻頭言を書くにあたって，法に携わっている自分がいつもどのような思考で仕事をしているだろうと意識したとき，そのようなことをグルグル考えていました。

もし，子どもの頃から，他者の話をよく聞き，その言わんとすることの理解に努め，自分の意見を述べて他者を説得する，または，何が問題なのかを発見し，話し合いにより多様な意見を調整して問題を解決する，という教育を受けられたら，社会は今よりもっと良くなると思います。コロナ禍で気持ちに余裕がなくなりがちな昨今ですが，法の理念や考え方を身につけた子どもたちがポストコロナを担っていくと思うと，明るい未来が見えてきます。

シンポジウム　法教育と特別活動

「３年生と５年生の交流会で遊ぶゲームを決めよう」,「学校にあいさつ運動を広めよう」。こういう議題の話し合いを小学校でうまく進めていくためにどうすればいいですかと聞かれたら，なんと答えますか？

これらは横浜市立伊勢山小学校の特別活動の中の話し合い活動で，実際に子どもたちが話し合った議題です。

神奈川県弁護士会法教育委員会では，冒頭の問いに対する答えは，後述する法教育のエッセンスにあるのではないかと考え，2019年から伊勢山小学校と共同で研究を続けてきました。その取り組み内容と成果を発表し，学校教育における法教育の活用を目的とするシンポジウムが2022年１月22日に行われました。

シンポジウム第１部では，まず，福井大学の橋本康弘教授が基調講演を行い,「正解」を当てようとするのではなく，個人の尊重を基点に，お互いの意見を受け入れながら話し合いで解決策を考えていくことが重要だと説明しました。

次に，当委員会の村松剛委員から，構成員の「幸福」と「多様性の尊重」,話し合いの過程における「正義（一例として手続的正義）」という法教育のエッセンスが，解決策を考えていく上での枠組みや視点として有益であり，学習指導要領に記載されている特別活動の「目標」の達成に資するものであることの紹介がありました。

続いて，伊勢山小学校の伴英子校長と吉野周一郎教諭は，この３年間の取り組みを「伊勢山モデル」という１つの図にまとめ上げたこと，子どもたちの「課題発見の力」「対話の力」「合意形成の力」を伸ばすのに法教育のエッセンスが役に立ったこと，また，弁護士が関わった意義を，授業に先立って行われた事前相談会・授業内での話・授業後の指導講評という３つの場面に分けて分析・報告しました。

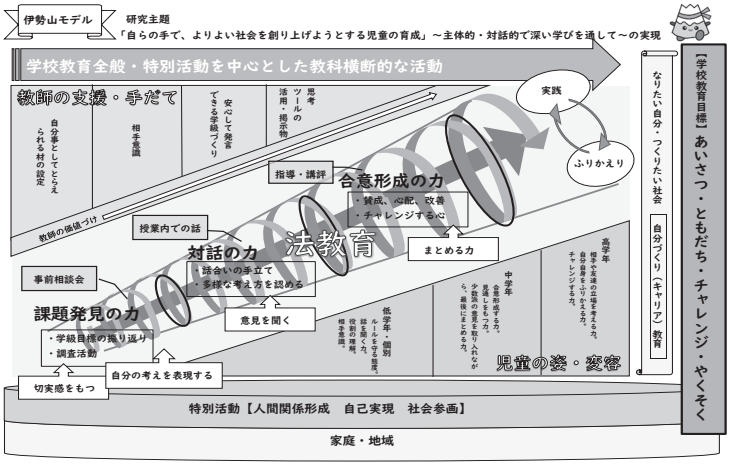

最後に，同小学校の藤代海意教諭と増木輝臣教諭が，冒頭の議題について実際にどんな授業が行われたのか，授業実践を紹介しました。

第２部のパネルディスカッションでは，今回の研究成果として,「相手の立場を考えられるようになった」,「理由を付けて意見が言えるようになった」,「話し合いによって自分の考えを深められるようになった」など，子どもたちに大きな変化が生じたことが報告されました。そして，法教育と弁護士の関与が子どもたちの変化にとってどのような意義があったかが検討されました。さらに伴英子校長は，子どもたちだけではなく教師も変わり，多様な考え方を認められる雰囲気が形成されて，学級経営・学校経営にも影響が及んでいると分析しました。

このシンポジウムを通して，今回の取り組みが「特別活動」というひとつの教科を超えて，子どもたちだけでなく学校全体に変化を与えたことが分かりました。弁護士の立場からすると，こうした変化について先生方から高い評価をいただけたことに達成感を感じました。

今回の研究が，一から新しい授業を作って実践するものではなく，既存の授業を法教育の視点から捉え直すものだったということも,先生方の負担感をなくし,取り組みやすくなった大きな一因だったようです。これは，今後の法教育の普及の大きなヒントとなりそうです。

シンポジウム後に行った振り返りでは，伊勢山小学校の先生方から「子どもたちが普段からよくコミュニケーションをとるようになり，日ごろのトラブルの防止や，仲直りに役立っている」という話も出て，今回の取り組みの成果や影響については，まだ分析の余地があると感じました。引き続き，この研究を進めて,次の活動につなげていきたいと考えています。

（法教育委員会委員　瀬川　智子）

パネルディスカッションの様子

模擬裁判でGoogleフォーム

「ただ自分の考えや感覚と合わないからというだけの理由で人の意見を却下するのは，向上心のない怠け者のやることだ。」

令和３年11月20日，横浜市立南高等学校附属中学校の２年生を対象に，模擬裁判を実施しました。題材は，高齢の女性がひったくりに遭って負傷した強盗致傷事件。被告人は，自分は犯人ではないと主張しています。

まずは全生徒の前で，演劇部の生徒と弁護士３名が裁判劇を演じ（演劇部はさすがの実力！），その後に各クラスに分かれて，裁判劇で見た証言や証拠を基に，被告人が有罪か否かを生徒同士で評議し，結論を出します。

そして今回は，あらかじめ担当の先生にＧｏｏｇｌｅフォームを設定してもらい，各生徒が持っているタブレットを利用して，裁判劇を見た直後と評議が終わった後，つまり評議の前と後に，被告人が有罪か無罪か，各生徒の意見を聞くアンケートをとりました。

その結果，評議前は概ね２対１だった有罪と無罪の比率が，評議後には概ね１対２へと逆転。少なくとも３分の１の生徒が，評議を経て自分の意見を変えたわけです。

自分の意見を他の人に説明し，説得する。それはもちろん素晴らしいスキルです。ただ，他の人の意見を聞き，理解し，考えた上で，必要なら自分の意見を変えられるということも，それに負けないくらい大事なスキルです。

冒頭のセリフは，東野圭吾氏の小説で，主人公の物理学者が，他人の意見を頭から否定する刑事に向かって言った言葉です。これに続けて彼は，他人の意見に耳を貸さずに自分の考えに固執することに比べ，自分の考え方が正しいのかをチェックし続けることは負担が大きい，と言います。

評議の場で生徒たちが実践した，他の人の意見を聞き，理解し，考えるということは，まさにこの「負担が大きい作業」でした。そしてこれは，裁判の場だから使うものではなく，他の人と関わるあらゆる場面で必要とされるものです。労を厭わずにこれに取り組んでくれた生徒たちに感謝するとともに，将来が楽しみだと思いながら，弁護士一同は学校を後にしたのでした。

（法教育委員会委員　田中　敬介）

社会・公民の授業づくり研修講座

授業に法教育の視点をいかす

令和３年７月30日(金)，神奈川県立総合教育センターにて実施された「社会・公民の授業づくり研修講座～授業に法教育の視点をいかす～」を，当委員会の村松剛委員，瀬川智子委員と一緒に担当しました。ちょうど，週明け月曜日から神奈川県下に緊急事態宣言が発令されるギリギリのタイミングであったにもかかわらず，当日欠席者は殆どおらず，実に26名もの受講者（中学・高校の社会科の教員）が参加しました。

初めに，村松委員より，新しい学習指導要領の中で「法教育」がどのように位置付けられるかについて，約10分間の講義がなされた後，弁護士３名から，事前に準備してきた５つの教材を簡単に紹介しました。その上で，受講者を３～４名ずつの７グループに分け，グループごとに割り当てた教材について，「指導案の骨子（授業構想）」を作成してもらいました。

本来は，グループワークでの活発な議論を期待していたのですが，感染拡大防止の観点から，やむなく個人ワークをメインに変更しました。とはいえ，せっかくグループを組みましたので，短い時間ながらも，グループごとに各人の意見を集約して，各グループの代表者が，作成した「指導案」について発表する機会を設けました。発表した教員は，さすが普段から社会の授業を担当されているだけあって，発表の内容は非常に分かりやすく，いずれも参考になるものばかりでした。なお，受講者のアンケート結果についても，「今後の授業で取り入れたい」，「学習指導要領の中での法教育の立ち位置が分かって良かった」等，概ね良好なものばかりでした。

以上，この原稿を書いている時点では，早くも実施から約半年が過ぎてしまい，当日の記憶が若干薄れてしまった部分もありますが…（本当にすみません），今後も，教育現場での授業の中に「法教育」的な視点を取り入れてもらえるよう，できる限りの協力をしたいと思います。

（法教育委員会委員　濵邉　和揮）

法教育

ブックレビュー

教室から学ぶ法教育２

2010年に出版された『教室から学ぶ法教育』の続編です。今回も，学校教員と法教育に携わる弁護士がタッグを組んで執筆しました。事例⇒法的解説というスタイルも前回の体裁を踏襲しています。

しかしながら，その内容は大きく異なっています。前書は学校における児童・生徒の日常生活を法教育的に解説したものであり，法教育の授業を考える素材として利用されてきました。これに対して本書は，教育現場で起きている８つのテーマを「あるある」の事例で取り上げ，それぞれについて教育の意義を踏まえつつ法的に解説したものです。取り上げたテーマには「校則」など古典的な問題から，「いじめ」「ＬＧＢＴ」「子どもの貧困」など近時の問題も含まれています。また，「教師の人権」に続いて研究者による教員の新しい働き方に関する論考も掲載されました。

このように本書は，教育界における今日的な課題を法的な視点で検討したものであり，執筆者の一人として，多くの方々にご覧いただき，現在の教育現場の問題を一緒に考えるきっかけや視点になればと思っています。

自由で公正な社会の実現を目指す法教育が学校で実践されるためには，実践の場である学校さらにはその学校が置かれている教育界が，自由で公正な雰囲気・環境にあることが重要です。本書は，一人一人を大切にするという法教育の理念から，弁護士と教員が一緒になって教育問題を考えた提言書という趣の本でもあります。

（法教育委員会委員　村松　剛）

編集後記

ＺＯＯＭでの打合せ等も慣れてきましたし、便利だなと感じます。

ただ、部会で顔を合わせて会議し、ときに白熱した雑談をするのが楽しかったので、寂しくもあります。

（服部　知之）

法教育編集委員

Law-Related Education

細貝　嘉満（デスク）　青木　康郎
田丸　明子　河野　隆行　服部　知之
村上　貴久　押田　美緒　大木秀一郎
松浦ひとみ　伊藤　真哉　岩崎　健太

神奈川県弁護士会

法教育センターのご案内

法教育センターは，法や司法に興味を持たれた方々に対して，弁護士がそのお手伝いをするための窓口です。

こんなことを頼めます…

- **裁判傍聴会**　弁護士が裁判傍聴にご一緒し，裁判の説明を行います。
- **出前授業**　弁護士が学校に行きご希望のテーマについて授業をします。
- **模擬裁判**　皆さんが行う模擬裁判を弁護士がお手伝いします。

お問合せは

横浜市中区日本大通９神奈川県弁護士会内
神奈川県弁護士会法教育センター
TEL 045−211−7711　FAX 045−211−7718
受付時間　月～金　午前9時～12時　午後1時～5時

ホームページにアクセス！

各種お申し込みに関する詳細，法教育センターニュースのバックナンバーなど，法教育に関する多くの情報を提供できるものとなっています。

神奈川県弁護士会ホームページ
(https://www.kanaben.or.jp)
にアクセス！